

会

議

午前10時0分開会

○事務局長（藤井数仁君） おはようございます。

本日の議会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、御了承願いたいと思います。

出席議員中、沢登英信議員が年長議員でありますので、御紹介申し上げます。

沢登英信議員、よろしく願いいたします。

〔臨時議長 沢登英信君 議長席へ着席〕

○臨時議長（沢登英信君） 地方自治法第107条の規定によりまして、議長選挙が終わるまで臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得られたのでございます。本当に皆さん、おめでとうございます。

当局の方と初対面の方もあろうかと存じますので、この際、まず自己紹介を、お願いをしたいと思います。

では、恐れ入りますが、番号順に自己紹介を、お願いをいたします。

1番議員からどうぞよろしく願いしたいと思います。

〔自己紹介〕

○臨時議長（沢登英信君） それでは、次に、当局の紹介を、お願いをいたします。

市長より、出席者の御紹介をいただきたいと思います。

市長、どうぞ。

〔市長 松木正一郎君 出席者の紹介〕

○臨時議長（沢登英信君） 当局の皆さん、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（松木正一郎君） 令和5年5月下田市議会臨時会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、さきの下田市議会議員選挙に御当選された議員の皆様にご心からお祝いを申し上げます。

7名の方が新たに議員となられ、また、女性議員が2名誕生いたしまして、この議場に新鮮な風が吹いているように感じ、私も気の引き締まる思いでございます。

さて、現在、世界ではウクライナの侵攻やスーダン内戦といった様々な争いが続いており、さらに、地球温暖化といったグローバルな課題も大きく横たわっています。ここ下田市においても人口減少、少子高齢化をはじめ、南海トラフ巨大地震のリスク等課題は山積しています。しかし、その一方で、去る5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、今こそ私たちは力を合わせて、新しい未来に向けて挑戦をしていかなければならないと思います。

令和5年度は、重点事業として3つ掲げてございます。新庁舎建設事業、グローバルCITYプロジェクト、そして、広域ごみ処理施設整備事業でございます。これらの事業の推進に向けまして議会と市当局が切磋琢磨し、議論も深め、下田市民が希望を持って暮らせるまちを築く。それが私たち、ここにいる者が共に仰ぐ理想の下田であろうと思います。

議会の皆様におかれましては、健全な批判精神に基づく建設的な議論を御期待申し上げるとともに、私ども市当局といたしましても、しっかりコミュニケーションを図ってまいりますので、御理解、御支援と御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、議会開会に当たっての御挨拶といたします。

続きまして、5月9日の午前6時38分頃、相玉地内において火災が発生いたしましたので、その件について御報告申し上げます。

詳細について、担当課長から報告を申し上げます。

○臨時議長（沢登英信君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義君） 恐れ入りますが、お手元に配付の「令和5年5月9日発生の住宅火災について」を御覧ください。資料に沿いまして御説明申し上げます。

発生場所でございますが、別紙火災発生箇所のとおり、下田市相玉515番地にある建物から出火し、住宅3棟が全焼しております。

火災概要を御覧ください。経過でございます。

覚知日時は令和5年5月9日午前6時38分、鎮圧日時は同日午前8時15分、鎮火日時は同日午前11時23分でございます。

出火原因及び概要でございます。

出火原因、損害額につきましては現在調査中でございます。人的被害はございません。焼損状況は、住宅3棟全焼、車両4台、バイク2台及び隣接住宅が1棟のぼやでございます。

罹災世帯は2世帯4名でございます。

活動状況を御覧ください。

出動状況でございます。下田消防本部は、車両6台、人員23名、下田警察署は、車両4台、人員8名。下田市消防団は、団本部第3分団、第4分団及び第2分団から車両9台、消防団員50名が出動し、下田消防署とともに消火活動に当たりました。

私からは以上でございます。

○臨時議長（沢登英信君） 皆さんからの御質問がなければ、次に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（沢登英信君） なしの声をいただきました。

それでは、市長。

○市長（松木正一郎君） 新しい議員が7名と申し上げましたが、8名の誤りでございました。訂正いたします。申し訳ございません。

○臨時議長（沢登英信君） それでは、議事を続けてまいりたいと思います。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。これより、令和5年5月下田市議会臨時会を、開催をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（沢登英信君） 仮議席の指定でございますが、この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を、指定をいたします。

日程により、これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（沢登英信君） 議場を閉鎖いたしました。

ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（沢登英信君） 投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（沢登英信君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（沢登英信君） 投票箱の点検が終了いたしました。

異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名でお願いをいたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入願います。

書かれましたら、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

○臨時議長（沢登英信君） 投票漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（沢登英信君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（沢登英信君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番 渡邊照志君と11番 鈴木 孝君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開 票〕

○臨時議長（沢登英信君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票 13票

無効投票 0票

でございます。

有効投票中、中村 敦君 11票

江田邦明君 2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、中村 敦君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中村 敦君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました中村 敦君より御挨拶がございます。

中村 敦君。

〔9番 中村 敦君登壇〕

○9番（中村 敦君） 改めまして、中村 敦です。議長という重責、まだまだ議員としても、人としても未熟ではございますが、推挙され、当選した以上、しっかり務めさせていただきます。

先日、森竹次郎元県議会議員に御挨拶に参りました。趣旨といたしましては、やはり4年にわたる地域への貢献、そして、これまで数々御指導いただいたお礼を申し上げに行ったわけですけれども、森先生は、私の言葉にはあまり耳を貸さずに、熱く未来を語られました。森先生の頭の中では、もう縦貫道は通っておりました。トンネルも、どんと抜けておりました。そして、そのとき下田市は、地域は、こうあるべきだと熱く私に語られました。さすがだなと思いました。政治家は、かくあるべきだなと思いました。

この下田市議会もしっかりと未来を描き、そして、そこに向かって今やるべきことをこの議場で議論したい。若者も入りました。女性議員もいます。これは前の体制の議会で、あるべき姿と描いた、そのものの新生下田市議会が今ここにあります。この議場において、多様で活発な議論と円滑な進行に精いっぱい努めてまいります。どうか皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○臨時議長（沢登英信君） 御挨拶ありがとうございました。

以上をもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。御協力を感謝申し上げます。

ここで、議長交代いたします。

〔議長 中村 敦君 議長席へ着席〕

◎議席の指定

○議長（中村 敦君） 改めまして、これより議事日程に入りますけれども、不慣れなことも多々ございます。どうか皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を、事務局長をして朗読させます。

○事務局長（藤井数仁君）朗読いたします。

最初に議席番号、次に氏名の順に申し上げます。

1番 柏谷祐也議員、2番 大西將由議員、3番 浜岡 孝議員、4番 土屋 仁議員、
5番 長友くに議員、6番 天野美香議員、7番 高橋秀徳議員、8番 楠山俊介議員、9
番 中村 敦議員、10番 渡邊照志議員、11番 鈴木 孝議員、12番 沢登英信議員、13番
江田邦明議員。

以上のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（中村 敦君）次は、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君）御異議ないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村 敦君）次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番柏谷祐也君と2番
大西將由君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村 敦君）次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会内会派結成届について、受け付けた順に申し上げます。

日本共産党とする会派結成届が沢登英信議員から、緑のしもだとする会派結成届が長友くに議員から、市政会とする会派結成届が江田邦明議員から、清新会とする会派結成届が渡邊照志議員から、公明とする会派結成届が鈴木 孝議員から提出されましたので、御報告いた

します。

次です。4月13日、14日の2日間、第106回東海市議会議長会定期総会が三重県松阪市で開催され、前議長が出席いたしました。

この定期総会では、静岡県市議会議長会が提出した児童生徒への教育支援の充実についてをはじめとした4つの議案が原案可決され、全国市議会議長会に提出されることに決定しました。

令和4年度決算、令和5年度予算、負担金及び役員の選任についても、同じく原案のとおり可決されました。

また、この総会では、議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、沢登英信議員が議員20年以上の特別表彰を受けられましたので、御報告いたします。

次に、4月25日から27日にかけて、令和5年度フラワー都市交流連絡協議会総会が福岡県久留米市で開催され、前議長が出席いたしました。

次に、市長から「下田市立地適正化計画」及び「下田市地域公共交通計画」の送付があり、議席に配付してありますので、御覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼議事係長（長谷川 薫君） 朗読いたします。

下総総第83号。令和5年5月11日。

下田市議会議長様。静岡県下田市市長、松木正一郎。

令和5年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和5年5月11日招集の令和5年5月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第12号））、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第1号））、議第28号 下田市固定資産評価員の選任について。

続きまして、下総総第84号。令和5年5月11日。

下田市議会議長様。静岡県下田市市長、松木正一郎。

令和5年5月下田市議会臨時会説明員について。

令和5年5月11日招集の令和5年5月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 飯田雅之、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 加藤晶子、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 佐々木雅昭、教育委員会生涯学習課長 平川博巳、財務課長 大原清志、税務課長 土屋武久、監査委員事務局長 高橋智江、観光交流課長 佐々木豊仁、産業振興課長 糸賀 浩、市民保健課長 斎藤伸彦、福祉事務所長 芹澤直人、防災安全課長 土屋武義、建設課長 平井孝一、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 白井達哉。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎副議長選挙

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中村 敦君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（中村 敦君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（中村 敦君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（中村 敦君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でお願いいたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入願います。

書かれましたら、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

○議長（中村 敦君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（中村 敦君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中村 敦君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番 楠山俊介君と12番 沢登英信君を指名いたします。両名の立会いをお願いいたします。

お願いします。

〔開 票〕

○議長（中村 敦君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数13票

無効投票数0票

でございます。

有効投票中 江田邦明君 13票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、江田邦明君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました江田邦明君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

江田邦明君より御挨拶がございます。お願いします。

江田邦明君。

〔13番 江田邦明君登壇〕

○13番（江田邦明君） 13番 江田邦明でございます。副議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

副議長という大職に13名の全会一致の議員の皆様から御推挙をいただき、ありがとうございます。感謝を申し上げますとともに、責任を感じているところでございます。

私は副議長として、議会の代表者であり指導者である議長、そして議会運営の責任者である議長の補佐をし、議長に事故等がある場合がその職務を代行できるよう、常に議員の皆様と意思疎通を図り、そして、議長とともに、この下田市議会の発展に取り組んでいく所存でございます。どうぞ皆様、よろしくお願ひいたします。（拍手）

◎発議議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） お手元の発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてをお手元にお開きいただきたいと思ひます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出をいたすものであります。

令和5年5月11日提出。

提出者、下田市議会議員沢登英信、賛成者、下田市議会議員長友くに、江田邦明、渡邊照志、鈴木 孝。

提案理由ですが、常任委員会の委員の定数を改正するためでございます。

発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出をいたすものでございます。

次に、条例の一部改正の内容について御説明いたします。説明は、別添条例改正関係の説明資料により説明をさせていただきたいと思ひます。説明資料をお開きいただきます。

改正点は、委員会条例別表の総務文教委員会の委員定数を6人に、産業厚生委員会の委員定数を7人に改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものとしたものでございます。よろしく御審議のほどお願ひを申し上げます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（中村 敦君） 質疑ないものと認めます。

お疲れさまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論ないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、ただいま可決されました委員会条例を公布するに当たり、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時58分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたしますが、ここで、休憩したいと思います。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、下田市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により選任することとなっております。

議長において指名させていただきます。

総務文教委員に柏谷祐也君、大西將由君、土屋 仁君、天野美香君、渡邊照志君、江田邦明君、以上6名を、産業厚生委員に浜岡 孝君、長友くに君、高橋秀徳君、楠山俊介君、中村 敦、鈴木 孝君、沢登英信君、以上の7人を、次に、議会運営委員会委員に大西將由君、浜岡 孝君、長友くに君、高橋秀徳君、楠山俊介君、鈴木 孝君、沢登英信君、以上の7人をそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、委員会を開催していただきたいと思えます。総務文教委員会は第1委員会室、産業厚生委員会は第2委員会室でお願いいたします。なお、委員会終了後、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、議会運営委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思えます。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時38分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、御報告申し上げます。先ほど、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。新しい委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告いたします。

○事務局長（藤井数仁君） それでは、報告させていただきます。

まず、常任委員会から申し上げます。

総務文教委員会委員長に土屋 仁議員、副委員長に天野美香議員。

産業厚生委員会委員長に鈴木 孝議員、副委員長に高橋秀徳議員。

次に、議会運営委員会委員長に沢登英信議員、副委員長に大西將由議員。

以上でございます。

◎南豆衛生プラント組合議会議員選挙・伊豆斎場組合議会議員選挙・下田
地区消防組合議会議員選挙・一部事務組合下田メディカルセンター議会
議員選挙・南伊豆地域清掃施設組合議会議員選挙

○議長（中村 敦君） 次は、日程第11、南豆衛生プラント組合議会議員選挙、日程第12 伊豆斎場組合議会議員選挙、日程第13、下田地区消防組合議会議員選挙、日程第14、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙及び日程第15、南伊豆地域清掃施設組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

以上5件の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南豆衛生プラント組合議会議員に大西將由君、浜岡 孝君、高橋秀徳君、楠山俊介君、渡邊照志君、伊豆斎場組合議会議員に大西將由君、中村 敦、下田地区消防組合議会議員に柏谷祐也君、沢登英信君、江田邦明君、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に浜岡孝君、天野美香君、南伊豆地域清掃施設組合議会議員に柏谷祐也君、土屋 仁君、長友くに君、鈴木 孝君、以上のおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしましたとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名いたしました方々が、南豆衛生プラント組合議会議員、伊豆斎

場組合議会議員、下田地区消防組合議会議員、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員、南伊豆地域清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいまそれぞれの組合議会議員に当選されました方々が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

◎報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志君） それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第12号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第2号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり、令和5年3月31日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページから5ページに記載のとおり、2款地方譲与税から22款市債につきましては、主に国県補助金と基金繰入金、地方債の確定等による増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書の6ページから9ページに記載のとおり、2款総務費から11款公債費までの主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や各種基金及び地方債を活用した事業確定精算に伴う補正措置と、財源調整として12款予備費を増額するものでございます。

それでは、改めまして、補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出の予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億336万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億554万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから9ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど、補正予算の概要により御説明申し上げます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の10ページから11ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為の補正」は4件で、利子補給補助金等の廃止でございます。

1件目は、農業近代化資金利子補給補助金。

2件目は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金。

3件目は、経済変動対策特別資金利子補給補助金。

4件目は、災害対策資金利子補給補助金で、いずれも融資実績がなく、債務負担の廃止としたものでございます。

1ページにお戻りいただき、第3条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

地方債の変更は10件で、いずれも事業費等の確定により、記載の金額を減額するものでございます。

1件目、起債の目的、県単道路整備事業は、限度額410万円を320万円に変更するもの。

2件目、市道鶴島大浦線法面改修事業は、限度額1億円を9,990万円に変更するもの。

3件目、市道鶴島大浦線落石防止対策事業は、限度額1,000万円を990万円に。

4件目、市道敷根1号線落石防止対策事業は、限度額4,000万円を3,990万円に変更。

5件目、街なみ環境整備事業は、限度額410万円を390万円に変更。

6件目、市営住宅改修事業は、限度額2,960万円を2,930万円に変更するもの。

13ページをお願いします。

7件目、消防団ポンプ自動車整備事業は、限度額1,800万円を1,710万円に変更。

8件目、下田市民文化会館改修事業は、限度額4,950万円を3,650万円に変更。

9件目、過疎対策事業債は、限度額3億7,150万円を3億6,820万円に変更するもの。

10件目、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、限度額270万円を210万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

1 ページにお戻りください。

第4条、繰越明許費でございます。

繰越明許費の追加は、「第4表 繰越明許費補正」によるというもので、補正予算書の14ページをお開きください。

繰越明許費の追加は4件で、1件目は、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名は出産・子育て応援金給付事業、出産・子育て応援金システム改修業務委託で、金額は323万4,000円。

2件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名は道路維持事業、市道敷根1号線落石防止工事で、金額は2,425万円。

3件目は、9款教育費、5項社会教育費、事業名は公民館管理運営事業、中央公民館消防施設修繕で、金額は110万円。

4件目は、9款8項市民文化会館費、事業名は市民文化会館管理運営事業、市民文化会館修繕工事で、金額は18,686,000円で、いずれも資材の入手及び機器の製作に遅れを生じ、年度内の執行が不可能となったため、繰越の手続をするものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきましては補正予算の概要、別冊により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画課関係、15款2項1目2節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金654万4,000円の増額は、国庫補助事業地方負担分に対するものとして追加交付されるもの。また、充当先事業費の確定に伴い、充当金額を変更いたしました。

4ページ、5ページの19款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金806万円の減額は、事業費の確定による充当金額の変更でございます。21款5項4目20節雑入114万円の増額は、交付額等の確定によるもの。

財務課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税の減額から6ページ、7ページをお開きください。

11款1項1目2節特別交付税までの増減は、交付額の確定によるもので、その主なものは9款法人事業税交付金1,355万3,000円の増額及び11款特別交付税1億3,777万8,000円の増額で、2款から11款までの地方譲与税の補正額合計は、合わせて1億3,882万1,000円の増となるものです。

続きまして、22款1項3目1節道路橋梁債1,200万円の減額から8ページ、9ページの同9目1節現年発生補助災害復旧事業債60万円の減額までは、補正内容等の欄に記載のとおり、

先ほど予算書12ページ、13ページにて御説明申し上げました地方債の補正10件によるものでございます。

防災安全課関係、12款1項1目1節交通安全対策特別交付金93万1,000円の減額は、交付額の確定。16款2項1目4節県費・地震津波対策等減災交付金150万4,000円の減額は、交付金対策事業費の確定によるもの。21款5項4目20節雑入は市町村振興協会、地震津波対策事業交付金680万6,000円の追加で、市民文化会館改修工事等に対して、新たに交付確定されたものでございます。

市民保健課関係、15款2項3目1節国庫・保健衛生費補助金123万3,000円の減額及び10ページ、11ページの16款2項3目1節、県費・保健衛生費補助金396万9,000円の減額は、補正内容等欄の記載のとおり、各補助金の確定に伴うもの。

福祉事務所関係、19款2項1目5節ほのぼの福祉基金繰入金20万円の減額及び同6節子育て支援基金繰入金139万円の減額は、繰入先事業費の確定によるもの。

産業振興課関係、16款2項1目3節県費・移住就業支援事業費補助金255万円の減額。同4目1節、県費・農業費補助金11万6,000円の減額。同2節県費・林業費補助金125万1,000円の減額は、補正内容等欄の記載のとおり、各補助金の確定に伴うものです。19款2項1目7節みどりの基金繰入金10万6,000円の減額及び12ページ、13ページをお願いします。同8節森林環境整備促進基金繰入金104万円の減額は、充当先事業費の確定に伴うもの。

建設課関係、14款1項4目1節国庫・土木施設・災害復旧費負担金114万6,000円の減額及び15款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金23万1,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、対象事業費の確定。15款2項1目11節景観まちづくり基金繰入金88万7,000円の減額は、充当事業費の確定に伴うもの。

学校教育課関係、19款2項1目12節教育振興基金繰入金272万円の減額及び同13節奨学振興基金繰入金91万8,000円の減額は、充当事業費の確定に伴うもの。21款5項4目15節学校給食費219万1,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、各種給食費の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページの歳出でございます。

総務関係、2款9項1目0910電算処理総務事務12万3,000円の減額。同0921行政情報化推進事業38万7,000円の減額は、事業費の確定に伴う不用額。

企画課関係2款1項8目0240地域振興事業58万3,000円の減額。同0244男女共同参画事業17万2,000円の減額及び同0248政策推進事業54万6,000円の減額は、いずれも事業費の確定に

伴う不用額。

財務課関係、11款1項2目7710起債利子償還事務39万9,000円の減額及び同7711一時借入金等利子事務50万円の減額は、不用額。12款1項1目予備費1億4,725万5,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務107万1,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、印刷製本費等の不用額。同0861防災組織育成事業62万円の減額。同0864防災施設等整備事業198万円の減額。8款1項3目5860消防施設等整備事業133万5,000円の減額は、いずれも補正内容等欄記載のとおり、事業費確定による不用額でございます。

市民保健課関係、4款1項2目2020予防接種事業256万円の減額は、抗体検査業務等の不用額。同2022感染対策事業11万4,000円の減額は、新型コロナ自宅療養者に係る消耗品の確定。同3目2040母子保健相談指導事業125万円の減額。同2045出産・子育て応援金給付事業267万3,000円の減額。同8目2070災害医療対策強化推進事業114万4,000円の減額は、いずれも補正内容等欄記載のとおり、不妊治療費助成金、システム改修委託、災害用備蓄品などの確定による不用額でございます。

16ページ、17ページお願いします。

福祉事務所関係、3款3項1目1471子育て世帯応援給付事業297万円の減額は、給付額の確定による不用額。

産業振興課関係、2款1項10目0246移住・交流居住推進事業340万円の減額。5款1項3目3100農業振興事業11万6,000円の減額。同2項1目3350林業振興事業104万円の減額。同3353鳥獣被害対策事業305万4,000円の減額。3360美しい里山づくり事業20万円の減額。同2目3400市営分収林事業54万5,000円の減額及び6款1項2目4050商工振興事業105万9,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、各種委託補助金の確定に伴う減額でございます。同4051中小企業金融対策事業2,000円の減額は、融資実績がなかったため、それぞれの科目存置を減額するもの。同4052企業誘致推進事業19万5,000円の減額は、備品の確定によるものでございます。

観光交流課関係、6款2項2目4253世界一の海づくり事業55万円の減額は、補助金額の確定によるもの。

建設課関係、2款1項9目0241公共交通推進事業100万円の減額は、同補助金の取りやめによる減額。7款5項1目5161景観推進事業921万円の減額は、補助金の確定。10款2項1目7303公共河川災害復旧事業、8月13日災172万1,000円の減額は、工事費確定によるもの。

18ページ、19ページをお願いします。

学校教育課関係、3款3項5目1670認定こども園管理運営事業38万6,000円の減額は、工事費の完了。9款1項3目6020奨学振興事業91万8,000円の減額は、各種補助金等の確定によるもの。同2項1目6050小学校管理事業4万7,000円の減額は、会計年度任用職員人件費の確定。2目6090小学校教育振興事業7万3,000円の減額及び同3項2目6190中学校教育振興事業112万2,000円の減額は、手数料の確定及び修学旅行キャンセル補助金の不用額、同7項1目6800学校給食管理運営事業24万7,000円の減額は、賄材料費の確定によるものでございます。

生涯学習課関係、9款6項1目6701社会体育活動推進事業21万3,000円の減額は、補助金の確定、同8項1目6900下田市民文化会館管理運営事業865万1,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、改修に係る管理業務委託、実施設計委託及び改修工事等の確定によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第2号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わらせていただきます。御承認のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。1時0分まで休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第1号の当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ここに地方交付税が、1億3,777万8,000円という形の歳入が、記載がされております。この決算を前にしたですね、帳尻合わせの予算とも言えようかと思うんですが、この金額がですね、どうして今にならないと1億3,000万円ものお金がですね、明らかにならないのかと。やはりこの年度末ではなくて、歳入されるべきものは、きっちり見込んでですね、歳出予算というか、市民サービスに提供するということが必要ではないかと思うんですが、この地方交付税の1億3,700万円は、なぜこの時期に予算計上しなければなら

ないのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

あわせて、法人事業税の交付金、金額的には1,355万3,000円でございますが、これらも併せてですね、お尋ねをしたいと思います。

それから、予算書の10ページでございますが、債務負担行為の補正ということで、農業近代化資金、あるいは農業経営基盤資金ですか、景気変動・災害対策資金、これらの特に経済変動は令和4年から6年までというような、こういう期限が区切られているものであります。借り手がないので削除しますよと。これは同様に、昨年も私の記憶ですと同様な形で、制度はあるけど借り手がないと、こういう形態になっているのではないかと思うわけです。

どうして借り手がないのかと。下田市民にとっては必要のない制度なのかと。国の方の制度としてあるけれども、実際は現実にはですね、この制度を使った事実はあるのかと、ここ数年の間にですね。そういうことについてお尋ねをしたいと思います。

それから、13ページの過疎対策事業費についてでございますが、3億7,150万円が3億6,820万円、330万円ほど減ということで、説明のほうには2つの予算項目が出ていようかと思っておりますが、この過疎対策事業債の減額はどのような事情か、市民文化会館の工事の確定等によるものかとも思いますが、改めてどういうことか、お尋ねをしたいと思います。

それから、27ページの雑入でございますが、市町村振興協会市町村交付金、それから市町村交付金の地震津波事業交付金ですね、雑入で6,800万円と1,157万円ほど、ここで受けているわけでございますが、これもですね、どういう形で今の時点、もう実態的にはですね、予備費に持ってくしかないようなときに、歳入となるのかということと、算定根拠等について、併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、なお、31ページでございますが、鳥獣被害対策補助金でございます。市内の方から多くの方が、猿やイノシシ、鹿の被害がですね、大変深刻な事態になっていると、こういう現状がある中で補助金をですね、余るといふのはどういうことなのかと、こんな思いがするわけでありまして。

鳥獣被害の対策に本当に住民の人たちが期待しているような制度になっているのかどうか、たまたま予算を多く取ったので、必要ないということになったのか。そこら辺の対策とですね。やはり下田市だけで鳥獣被害対策をしても限りあることということになりまして、実現できないという。獣は動くわけですから、ぜひともそういう意味では、県の指導を受けて、県の自治体を横断した協力体制の下での事業展開というのが必要ではないかと思うんですが、それらを併せて今年度どういう具合に展開されたのか、お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） それでは、まず、特別交付税及び交付金の関係ですね。なぜ補正が今の時点なのかという御質問だったかと思えますけれども、こちらにつきましては、毎年、例年そうなんですけれども、特別交付税につきましても、法人事業税の交付金につきましても、金額の方が確定するのがですね、3月議会が終わってから3月の末日に、3月の最終週に近い部分でですね、確定のほうをいたしますので、毎年こういった形で、3月31日の専決で確定額をのせていただいているという形になってございます。

あともう一点、過疎債の関係でございます。過疎債につきましては、今年度ですね、何に充当しているかという部分でございますけれども、まず焼却場のバグフィルター、あと文化会館の改修、あと水産施設ですね。あと本郷橋といったものに、あと防災の無線の移設という部分に入れているんですけれども、今回は文化会館の事業及び防災無線の移設事業、これらの確定に伴い、確定額に、この補正のほうをさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 私からは、10ページの債務負担の関係で御答弁申し上げます。

この4つの補助金の債務負担でございますが、まず一番上の部分につきましては、これまでの利用状況として、平成27年、平成30年に利用実績がございます。

2番目の農業経営基盤強化資金については、近年では利用実績がないところでございます。

3番目の経済変動対策特別資金利子補給補助金につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、同様の補助金の新型コロナウイルス対策分という形で、別枠で、もう少し利子補給率のいいものがございまして、そちらのほうは平成2年から創設されていまして、平成2年から4年度までは、そちらの有利なほうを利用いただいているというような状況でございます。

それから、一番下の災害対策資金につきましては、こちらのほうは激甚災害や災害救助法の適用を受けたような災害について、県融資制度、災害対策資金というのが設定されます。近年ですと東日本大震災や昨年度の台風15号に適用されているところでございますが、下田市内では利用がなかったというような状況でございます。

それから鳥獣被害対策、31ページの関係でございます。こちらのほう、残の理由といたしましては、この補助制度は長年やっている制度でございまして、一定程度、ワイヤーメッシ

ユの柵であったり、電柵の普及が進んできたという部分が一点として考えられます。また、高齢化等により農作物の作付をやめられた方も若干いるのではないかというふうを考えております。

また、近年では、最近増えております鹿等の対策ということで、イノシシの対策とは違った対策が必要になりますので、その部分の追加の申請や、以前設置したものが、耐用年数が経過してということで買替えというような申請が多くなっているところでございます。

こちらの補助金の方は平成2年以降、減少傾向にございまして、平成2年では300万円を超えるような申請があったんですが、平成3年からは、だんだん減っているような状況でございまして、令和でございます。すみません、令和になります。

それから、市だけではなく、広域での取組というような御指摘でございます。令和4年度におきましては、鳥獣被害の対策として、講習会事業というものを実施しています。こちらの方は南伊豆町と合同で行っているもので、行政主体の対策だけでなくですね、地域住民により自助・共助も組み合わせた、地域の一体的な取組を推進するということを目的に行っているもので、島根県在住の井上さんという元近畿中国四国農業研究センター、鳥獣害研究チーム長をされていた方を講師に招きまして講習会を行ったり、その講習会の内容をまとめたパンフレットを各戸世帯配布等を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義君） 私からはですね、27ページの市町村振興協会地震津波対策事業交付金についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、公益財団法人静岡県市町村振興協会が、緊急かつ重点的な地震津波対策等を実施する市町に対しまして、予算の範囲内で交付金を交付するというものでございます。この具体的なものとしまして下田文化会館のですね、つり天井の改修工事、それから、救護所の医療用資機材の購入ということで計上させていただきました。

それが、この金額につきましては、文化会館の方の天井改修工事の対象事業費6,321万7,000円の9分の1、もしくは地震津波減災交付金でございますけれども、こちらにつきましては2,000万円の交付予定額がございます。その3分の1のどちらかの安いほうということで、文化会館につきましては666万6,000円ということになります。

また、救護所の医療資機材の購入でございますけれども、こちらも対象事業費といたしますと126万3,900円でございます、こちらの9分の1、もしくは交付金の42万1,000円の3

分の1のどちらか小さいほうということで、14万円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 私の方からは、21款5項4目の雑入のうちの市町村振興協会市町村交付金について御説明をいたします。

こちらの交付金につきましては、市町村が行います国際交流事業に対し使用できる交付金として、振興協会から交付をされるものでございます。こちらにつきましては財源として、宝くじの売上げの財源を原資としておりまして、毎年度、宝くじの売上げがいい年は、追加交付というような形で実施がされるものでございます。令和4年度につきましても、追加交付ということで115万7,000円が追加交付をされております。

こちらの交付金は例年、黒船祭と下田市が振興公社に支出しております国際交流事業の補助金のほうに充当させていただいております。今回の追加交付分につきましても、振興公社の補助金の財源として充当のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ありがとうございます。地方交付税は特別交付税だと。そうしますと災害等に充てるといふ、こういうことになろうかと思うわけですが、そうしますとこの実態的には、毎年この時期にならないと特別交付税の1億円からのお金は想定できないんだと、こういうことになるのか。それとも計算上はですね、もっと前もって、ある程度の数字の予測というものはつくのか、どうなのか。

そうしますとこれは恐らく使い道が、この時間ありませんので、予備費に持って行って新年度で使う、こういう形態になろうかと思うんですが、たまたま1億円からのお金ということに数字がなってますので、ちょっと気になるといいますか、どうなのかなという思いで尋ねているところでございます。その点についての見解があれば、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） 特別交付税でございますけれども、こちらにつきましては、12月交付、3月交付というものがございます。あと、中にはですね、ルール分、ルール外という部分の交付がございまして。こちらにつきましては例えばですね、ルール分と言われております地域おこし協力隊、こちらにつきましては特別交付税で措置がありますよと。そういった部

分で明確に示されている部分がございます。そちらにつきましては最低限確保できるだろうという部分がございます、当初予算等で計上させていただいていると。

ただし、金額が確定するのが3月の半ば以降という形になりますので、その際に、実際に予定していた金額より少ない交付になってしまった場合、予算としましてはですね、そちらをどのように補填するのかという部分ができませんので、ここにつきましては財政運営上の観点からですね、安全を見越した当初予算を計上しているという状況になってございます。

あと、そちらのほうで、当初予算に比べまして余計に交付された分ですね、多く交付された分につきましては、議員のおっしゃるとおり、専決等で予備費に積ませていただきまして、翌年度の繰越財源になるという形になってございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 分かりました。25ページの質問し忘れましたので、金額的には大した金額じゃないんですが、給食センターの給食費16万4,000円につきましては、ここに書いてある表題だけはちょっと内容がつかみ切れませんので、御説明をいただきたいと思います。どういう内容のものか、お尋ねします。

○議長（中村 敦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭君） 学校給食費の関係でございますけれども、学校等給食費の内訳にはですね、こちらに記載ありますように、小学校給食費、中学校給食費、伊豆の国特別支援学校給食費、給食センター給食費、試食会等給食費というようなことで分けられておりまして、今回、減額が主になっておるんですけれども、給食センターの給食費に関しましては、給食センターに勤務している職員の給食費ということでございます。

それと試食会等の給食費に関しましては、例年ですね、給食審議会開催しておりますけれども、そういったところでの給食費等を想定して予算措置してあるものでございまして、今回、額が確定したことによりまして精算をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

5番 長友くに君。どうぞ。

○5番（長友くに君） 初めての議会で、要領を得ないかもしれないんですが、この市議会臨時会補正予算の概要のほうの8ページにですね、県費・地震津波対策等減災交付金というのが150万円減らされてるように私は読めるんですけれども、今朝も地震がありましたように、

南海トラフ地震というのはもう、いつ起こってもおかしくないという、そういう事態になっていると思うんですね。

ちょっと手に入れた資料だと、吉佐美大浜海水浴場29.54メートル、そして、私の住んでいる外浦でも12.75メートルの津波が予測されております。この津波が起こった場合の避難体制をどうするかということは非常に皆さんの関心があって、外浦でもお墓への道と、昔の小学校への登山路と、あと、尾張屋の上と、この3つの急坂を上がらなきゃいけない避難路になってるんですが、ここに手すりをつけていただきたいというような要望が寄せられているんです。

それで、この予算書を見ますと150万円の減額になっていますが、こんな減額なんかではなくて、むしろ増額するぐらいで、避難を高齢者も準則にできるような、そういう施策というものが、この下田の町には必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義君） まずですね、予算書の概要のほうの県費・地震・津波対策等減災交付金の150万円の減額でございますけれども、こちらにつきましては、それぞれのメニューがございまして、そのメニューに沿った中での事業を展開しています。

今回、この金額、減額につきましては予算をつけましたけれども、実際問題、入札をして、そして減額になってしまったということで、事業費が確定した部分の不用額の減額ということで御理解をお願いいたします

手すりの話でございますけども、防災安全課のほうの補助金という中で、下田市災害用避難施設等整備事業補助金というのがございます。ですので、こういったものを活用していただいて、避難路の手すりとかそういうものを、設置の要望を行っていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 発言に当たっては「議長、何番」と、発言の許可を求めてください。

5番 長友くにさん。

○5番（長友くに君） ありがとうございます。後ほど、その申請の仕方等を教えていただければありがたいです。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 3点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず、1点目が予算書の14ページ、繰越明許費の補正についてでございます。

全部で4項目ございますが、うち2項目、土木費・教育費関係につきましては、安全に関わる事業ということで、今日現在の事業の進捗率というものを教えていただきたいと思いません。

2点目が、補正予算の概要の17ページ、建設課0241事業、下田市ICカード利用促進事業補助金ということで、前段で財務課長のほうからは、今回の補正は事業の確定並びに精算によるものという説明がございましたが、このICカード利用促進事業については、取りやめによる減額という説明がございました。専決事項ということで、もう少し細かく議会のほうに、取りやめとなった原因を教えていただきたいと思いません。

3点目が、これ以外に今回の補正予算の中で事業の確定、精算以外、全額を事業として流すような補正予算の事業があるかどうか、確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、予算書の14ページ、繰越明許の土木費、道路維持事業、市道敷根1号線落石工事の分でございますが、工期を5月31日までとし、現場のほうは既に完了しております。

続きまして、ICカードの100万円の減額分についてですが、こちらについてはコロナ交付金を活用し、コロナ禍によって減少した公共交通の利用促進、また、キャッシュレス決済の推進を目的に予算計上いたしました。当初の目的としまして、やり方としましては、市内在住者に1,000円のチャージ券を1,000枚程度配布することを目的に、100万円計上しております。

やり方としましては、そのチャージ券を持ってバスに乗りさせていただくと、そのバスの中で、自分の持っているICカードに1,000円分がチャージされる。それを使ってバスに乗っていただくという目的でおりました。そうしたところ、そういったやり方ができるのではないかとこのところ予算計上したところでございますが、バス事業者、また、そのICカード会社等といろいろ協議をしていく中で、そのICカードをバスの中でチャージして使えるというのが、ちょっと会社名を出してあれですが、PASMOしかできないということになりました。本市のほうにおいては別のカードも普及しておりまして、今回実施しますと用途がちょっと限定的になるという、まず懸念がございました。

それとあと、そのチャージ券を仮に1,000円でした場合、バスに1回乗っていただくことが必須条件となりますが、仮に300円使ったとします。すると残りの700円は、そのICカー

ドに保管され、バス目的以外にも、ちょっと利用される懸念がございまして、今回に至っては、そういった課題が、すみません、解消できずに、取りやめることといたしました。

以上です。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） 今回の専決の中に取りやめ等、それに類する補正があるかという形でございますけれども、こちらにつきましては、ＩＣカードの予算につきましては、今、建設課の課長が説明したとおり取りやめたんですけれども、それ以外につきましては、事業費の確定及び精算に伴うものという形になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平川博巳君） 生涯学習課関係の繰越しの部分で、まず公民館の管理運営事業のほうは、中央公民館の消防設備の修繕になります。こちらのほうがですね、誘導灯等の消防設備になりますが、一応工期を８月末までという形の中で今、部品の供給を依頼して、夏頃入り、そのまま設置をするというような準備で進めております。

文化会館の管理運営事業、こちらの改修工事のほうは駐車場の改修工事になりまして、工期のほうは６月末までに延ばさせていただいたんですが、実質もう、おおむね駐車場舗装のほうは終わっているような状況で、あと街灯等、細かい部分の修繕になるかと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 再質問ということで、１点だけ質問させていただきたいと思います。

ＩＣカード利用促進事業ということで、事業の仕組み自体に問題があったということで再度確認になりますが、下田市としては、このキャッシュレス化であったり、公共交通を利用するに当たりキャッシュレス、特に交通系ＩＣカードを普及するという目的は、今も変わらないという考え方でよろしいか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） すみません、建設課の立場といたしましては、公共交通という観点から公共交通の普及、また、将来に向けたＩＴ化というところに当たっては、ＩＣカードを普及させていきたいという考えはございます。

ちょっと繰り返しになりますが、今回はコロナ交付金ということがあって、用途を明確にしなければならない義務がありましたので、今回は取り下げることになりましたが、目的を

ちゃんと持って、違う目的とその予算と効果が合致すれば、やっていく必要はあるかと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

7番 高橋秀徳君。

○7番（高橋秀徳君） 私、この間までですね、選挙の前までNPOの理事長をやっておりましたので、移住、空き家バンクということでさせていただいておりました。この4年間、かなり拡充してきて下田が、今人気がありまして、多くの方がですね、この町に来たいと。しかも若い人たちが、来たいという人たちが多くなっている。それは肌で実感しております。

そんな中ですね、この補正予算の概要の10ページにあります県費・移住・就業支援事業補助金というところで250万円の減額。これと併せてですね、これと対になっているかと思うんですけども、16ページの移住・交流居住推進事業、こちらで340万円の減額というふうになっている。すなわち、これは県の予算を使う予定のところというか、予算を立てたところまで利用者が到達しなかったのではないかというふうに思うんですけども、その原因としてやはり移住希望者を受け入れる体制に、やはりもうちょっと充実感がなくて、それが、手が足りない。

いろんな問題があると思うんですけども、そのために皆さんの御要望、移住してくる方の御要望を細かく聞き取れなくて、この減額になったのか。それとも来る人がもう少なくなっているから、こういう補助金を使う人が少なくなったのか。そこら辺のことも含めて、どう分析されているのか。そして、私の感覚では、どんどん増えているという感覚なので、来年度の予算に向けたことも含めてですね。考えていく一つの重要な減額の要素になるかと思うので、その辺の御質問なんですけれども、よろしいでしょうか？

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 移住・交流居住の推進事業の関係の御質問でございます。今回の減額につきましては、当初予算におきましては前年度、令和3年度には7組の御利用、この補助金を利用された方がいらっしゃいます。それが660万円ということで、そこを目安に600万円という形で当初予算を計上させていただいております。ただ、実績としましては4組の利用者ということで、今回減額という形になりました。

受入れ体制につきましては、空き家バンクのほうのNPOとも連携して、それから地域おこし協力隊の方もですね、移住関係ということで今活動をしていただいております。そこら辺

も、また今後いろんな方々と連携をしながら、さらに体制を充実させていくという必要はあるかと思います。

それから県内各地、県内だけではなく全国各地で、同様の事業等を行っていますので、また、より市の魅力とかそういうものを発信しながらですね、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 7番 高橋秀徳君。

○7番（高橋秀徳君） 今の御説明、そのとおりにかと思われるんですけども、やはりこの7組から4組に減ったというところで、ちょっとやっぱり体制の拡充が必要ではないか、移住してきたいという人たちをどこまで現実的に受け入れられるかという、具体的な招致の確立というものをもうちょっと考えていただけないかということが1点ございます。

それです、テレワークの活用が始まって、テレワークでもこの補助金が受けられるようになったということで、この県の補助金について、2年前か3年前ですね。下田市は県下で2位の、この補助額を受け取っております。1位が浜松で、3月の終わりぐらいまで下田が1位で万歳と言っていたんですけど、最後、浜松が滑り込みで何件か取っちゃったので、下田は2位になっちゃったということがあったんですけども、その翌年ぐらいからですね、テレワークの方にも、いわゆるこの補助金を出すというふうなことで、県の指針といいますか、要綱が変わりましたので、それに向けて、なかなか下田の方では、ちょっと対応し切れていないのかなと。

すなわち、テレワーク事業と移住事業みたいなことが一体化されていないのかなというように、一つ体制を、もうちょっとプラットフォームを一つにするというような形で、幾つもプラットフォームをつくっても、どこに問い合わせたらいいのか分からないみたいな話にならないように、一つでプラットフォームをつくって、そこに全部入れて、その中で差配していくというような体制の仕方の方が、より有効な移住政策、人口増政策、転入増政策ということにつながっていくのではないかとこのように考えております。ですから、その辺のことも踏まえて今後ですね。体制の変革といいますか、改変も含めてですね。少し御議論いただければというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 貴重な御提案ありがとうございます。こちらの方もですね、

併せて関係者の皆様と協議しながら進めていきたいと思ひます。

それから、テレワークの関係でござひますが、確かに令和2年度、下田市5件だったわけですが、そこは就業とか起業の方ということでした。

令和3年度は7件ござひましたが、うち4件がですね、テレワーク関係の方です。

令和4年度におきましては、4件につきましては全てテレワーク関係の方ということになってござひます。

また今後ともですね、しっかりと取り組んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ござひますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第12号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて

(下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(土屋武久君) 報第2号 専決処分の承認を求めることについて(下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について)御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

今回の条例改正につきましては、令和5年度税制改正大綱に基づきまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、令和5年4月1日から施行されるものにつきまして、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことにつきまして、御報告させていただくものでございます。

提案の理由でございますが、先ほど申し上げた法律等が施行されましたことから、この税制改正に対し対応を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございまして、本年3月31日付で専決処分を行いましたことから、本臨時会におきまして御承認を求めるものでございます。

それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の1ページ、専第3号説明資料①を御覧ください。

今回の条例改正に係る主な改正項目でございますが、1点目は、固定資産税におきまして、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る計画の減額措置の創設でございます。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等の一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定規模の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税を3分の1の割合で減額するものです。

なお、減額割合は3分の1を参酌して、6分の1以上、2分の1以下の範囲内において条例で定めるとされたことから、参酌基準の3分の1を採用したものです。

2点目は、軽自動車税種別割におきましては、環境性能の優れた電気自動車等（新車に限ります）を取得した日の属する年度の翌年度の軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例経過措置の期限を令和5年度から3年間、25%軽減体制については2年間延長するものです。

電気・天然ガス車は75%軽減、令和7年度取得分まで。

ガソリン車、ハイブリッド車、令和12年度燃費基準90%達成、営業用乗用車のみですが、50%軽減、これも令和7年度取得分までです。

ガソリン車、ハイブリッド車、令和12年度燃費基準70%達成、これも営業乗用車のみですが、25%軽減、こちらは令和6年度取得分までとなります。

続きまして、2ページの説明資料②をお開きください。

今回の下田市税賦課徴収条例の一部改正に関する新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正する箇所となっており、国から示されました改正文に沿った内容となっております。

2ページの第46条、第48条、3ページの第50条、第98条、4ページの101条の改正は、納入書、納付書の様式の新設によるものです。

4ページ、附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、適用期限を3年延長するもの。

5ページの附則第10条の改正は、法附則第64条が削除されたことに伴うもの。

5ページから6ページの附則第10条の2の改正は、第3項から第20項は、法改正に合わせて項ずれを反映したもの。第22項は、法附則第64条が削除され、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定。

6ページ、附則9条の3第12項の改正は、大規模な修繕工事等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定したもの。

7ページの附則第10条の3、第13項の改正は、条例と法令の項ずれによるもの。

8ページの附則第15条の2、第15条の6第3項の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減に係る規定を削除するもの。第16条の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の経過について、特例の期限を3年間または2年間延長するもの。

11ページ、附則第16条の2の改正は、附則第16条の改正に伴う規定の整備。附則第17条の2の改正は、優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限の延長。

12ページの附則第30条の改正は、法附則第15条第46項の新設及び同条における項ずれ等に

係る改正。

恐れ入りますが、議案件名簿の6ページにお戻りください。

附則でございますが、第1条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとするものです。

第2条は固定資産税。

第3条は軽自動車税。

ページをめくりまして、7ページの第4条は、都市計画税に関する経過措置を規定したものです。

以上で、報第2号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑ないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論ないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志君） 報第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第1号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の8ページをお開きください。

報第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第4号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり、令和5年4月24日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めらるるものでございます。

別紙浅黄色、水色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、国の施策として実施する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する経費を計上したもので、早急に対応するため専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億7,270万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、別冊の補正予算の概要により御説明申し上げます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、福祉事務所関係、14款2項2目17節国庫・子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金2,270万円の追加は、子育て世帯生活支援特別給付金に対する100%の補助を受け入れるもの。

続きまして、4ページ、5ページ、歳出でございます。

福祉事務所関係、3款3項1目1472子育て世帯生活支援特別給付金給付事業2,270万円の追加は、補正内容等欄記載のとおり、食費等の物価高騰において、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を国の100%補助により支給するための事務費及び給付金でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第4号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 予算書の15ページについてお尋ねをしたいと思います。

子育て世帯の生活支援特別給付金、ひとり親世帯と子育てのひとり親世帯以外の方ということで、この1,150万円と900万円、それぞれ5万円という数字で割りますと230人と180人、合わせて410人という、こういう数字が出てこようかと思うんですが、どういう形で、この230人と180人をお見込みになったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 今回、給付金は2種類ございまして、ひとり親世帯分が対象者となるものと、ひとり親世帯以外分の対象者となるものになるわけでございますけれども、その内訳といたしましてはですね、1人5万円ということで、給付金の支給額が定まっておりますので、230人掛ける5万円の1,150万とですね、それからひとり親世帯以外分のほうについては、180人掛ける5万円ということで900万円という予算を計上させていただいて、措置をしたところでございますが、その人数を決めるに当たりましては、対象者となる要件がございまして、その中でですね、こちらで把握できるところ、例えば、ひとり親世帯分の対象者でいますと、その要件の一つが、令和5年3月分の児童扶養手当の受給者、こちらについては数字が把握できております。

それから、ひとり親世帯以外分の対象者のほうではですね、昨年度も同様の特別給付金、国の政策でございまして、昨年度のひとり親世帯以外分の給付金を受給された方、こちらについてもですね、本年度の給付金という形で交付ができるということでございますので、そうしたですね、こちらで把握できる数字については、それを積算の根拠といたしました。

それから、昨年度実施したときに、その実績がございまして、それを参考にしてですね、

今回の予算計上したものでございまして、これから申請を受け付けないと分からない部分もございまして、予算的にですね、足りないことがないように、不足することがないようにですね、余裕を持った形で計上したものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 分かりました。そうしますと児童扶養手当等に基づいてという、こういうお話であったかと思うんですが、そうしますと、実態的にはどういう数字だったのか。確かに、この230人と180人という方で、十分対応をできる予算措置になっているのか確認をさせていただきたいと。

それから、これにつきましても一応申請を待って交付をすると、こういう形になろうかと思うんですが、日程的には、いつ頃までに、どういう形で、この申請を受け付けて、いつ頃までに交付ができると、こういう交付についての体制はどうなっているかということにつきまして、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） まずですね、人数の方から実績というところなんですけれども、実績、昨年度のですね、実績が昨年度のですね、ほぼ同じスキームで実施されたわけですが、昨年度のひとり親世帯分のほうにつきましては202人ということで、5万円掛ける202人で、1,010万円という実績になってございます。

それから、ひとり親世帯以外分のほうにつきましては163人ということで、5万円掛ける163人で、815万円という実績がございまして。

それから、ひとり親世帯分の対象者の要件で、こちらで把握している数字といたしまして、児童扶養手当受給者につきましては、123世帯の児童が189人ということでございまして。

それから、昨年度の受給者は先ほど申し上げましたとおりでございまして。

これからの日程でございまして、既に専決を4月24日にですね、補正予算の専決で措置をしたことによりまして、翌日にはですね、こちらで把握している方、児童扶養手当の受給者であるとか、昨年度のですね、ひとり親世帯以外分の給付金を受給された方、そうした方々には翌日の、4月25日に通知を発送してございまして、これから振り込みますよと。それから、もし振込が不要となる場合には御連絡いただくようなことですね、御通知を発送したところでございます。

5月10日までにですね、その受け取りを希望されない方については、お返事をいただくよ

うなことになってございまして、お返事がない方につきまして、今月5月25日には振込ができるように、今、手続を進めているところでございます。

それ以外に、これから申請が必要になるという方につきましては、ホームページ、広報、回覧等でお知らせをしながらですね、来年の2月29日まで受付期間ということになりますので、それまでに申請していただくということになります。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 予算書の15ページ、同じく1472事業の中から御質問をさせていただきます。

時間外勤務手当ということで、この3年間コロナ禍で、新たな国の政策に伴う事業自体は自治体の職員のほうでやられていると思います。今回のこの給付事業に対して、合計123万円、それ以降のページで、新たな職員の方であったり、会計年度任用職員の数字の変化はございませんので、大体この事業に対して何人の職員の方が、どれぐらいの時間外を見込んでいるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 昨年度もですね、同じようなスキームで実施をいたしました事業でございまして、ある程度ですね、正職員、福祉事務所の人間で賄える事業かなというふうには思っておりますが、そうは言いましてもですね、やはり急いで給付金を必要とする方には速やかに交付できるようにですね、仕事を進めたところもございまして、時間外が発生してるところもございまして。

時間外、予算のほうは一応、2時間掛ける30日掛ける1人という計算式とですね、3時間掛ける30日掛ける3人という計算式にはなっておりますけれども、ある程度予算的に余裕を持った中でですね、補助金のほうの交付申請もしてございまして、この辺りはですね、そこまでは実際のところはですね、時間外が必要にはならないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 御説明いただいた内容の確認になりますが、今の御説明ですと、正職員の方に分散してということで、1人の方が毎日5時間とか6時間ということではなくて、

正職員の方がこの事業の事務作業を分散して、皆様が均等にやるという考え方でよろしいか、確認をさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 江田議員がおっしゃるとおりですね、仕事が分担できるものについてはですね、複数の人間で行いまして、1人とかで、どうしても作業しなければいけないようなところもございますので、そうしたところは個人の担当業務の中で進めるという形でございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第28号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第28号 下田市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（飯田雅之君） それでは、議第28号 下田市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

議案件名簿の9ページを御覧ください。

地方税法第404条第2項の規定において、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て選任することとされており、今回、下田市固定資産評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

選任する者でございますが、住所は下田市旧岡方村696番地の155、氏名は土屋武久、生年月日は、昭和43年1月9日生まれで、現在55歳でございます。

次に、提案理由でございますが、固定資産評価員につきましては、その役割から従前より、固定資産評価の担当課の長である税務課長が兼務として行ってまいりました。本年4月1日の人事異動により、税務課長に変更がありましたので、固定資産評価員の選任替えを行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第28号 下田市固定資産評価員の選任について、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第28号 下田市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程追加

○議長（中村 敦君） ここでお諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長からお手元に配付してありますように、議会閉会中の継続調査についての申出がありました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることと決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（中村 敦君） それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会運営委員会の議会閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

○議長（中村 敦君） これをもって、令和5年5月下田市議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 7 分閉会